

マネージメント・レター 216

個人住民税の住宅ローン控除

昨年の税制改正で、税源委譲による税率変更により所得税が減税された事により、平成 11 年から平成 18 年までに住宅ローン控除を新規に受け始めた場合は、所得税から控除できない住宅ローン控除額が発生する可能性があります。その場合の手当てとして、控除できない住宅ローン控除が発生、もしくは控除しきれない額が増大する場合に、個人住民税からも住宅ローン控除が受けられるようになっていきます。

現段階で公表されている部分では、サラリーマンにおいては、平成 19 年度の給与所得の源泉徴収票に、その旨及び控除未済額が記載されるようになる見込みであるそうですが、個人住民税にて住宅ローン控除を受けようとする人は、その申請書を毎年、適用を受けようとする年の3月15日（休日にあたる場合は、その翌開庁日）までに提出しなければなりません。

しかし、個人住民税から控除できる金額を自ら計算しなければならないなど、納税者への事務手続きの負担が増える事を極力抑える為に、当然の事ながら実際には、所得税申告書等から転記し、簡単な計算をするだけで記載できるツール等を現在検討しているそうです。

また、記載要領の公表時期は、最適な方法を現状検討している為、まだ公表されていません。現段階の情報では、平成 19 年度の所得税確定申告書の公表時期以降になる見込みだそうです。

いずれにしても、先月に向け住民税の納付書または計算書が手元に届き、ご覧になって驚かれた方が多いかと思います。あくまで、定率減税廃止に伴う増税部分を除く国税・地方税の総額は変わらないといえ、税負担の増加を感じていらっしゃる方も多いと思います。来年度からの事ですが、知っているのと知らないのとでは大きな違い。お忘れなく！！

 今月のワンポイント 

既にご存知かとは思いますが、減価償却制度が改定され、償却可能限度額及び残存価額が廃止されました。その為、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産から、耐用年数経過時点で「残存簿価 1 円」まで償却ができるようになりました。詳しくは担当者へご質問下さい。